

## ～消費税軽減税率制度説明会のご案内～

消費税の軽減税率制度に関する説明会を下記の通り開催いたします。

令和元年10月1日より実施される消費税の軽減税率制度は、対象となる品目の取扱いの有無、消費税の課税事業者・免税事業者に関わらず、全ての方に関係のある制度となります。

また、川崎商工会議所との共催により、軽減税率制度の実施に伴う軽減税率対策補助金についての説明も行いますので、ぜひご参加ください。

**※ 今回の説明会は、事業所得がある方を対象とさせていただきますことをご了承ください。**

### 記

#### 1. 開催日時

6月27日（木曜日） 1回目 午前10時00分～11時30分  
2回目 午後 2時00分～ 3時30分

#### 2. 会場

川崎西青色申告会館 2階

#### 3. 申込方法

参加を希望される方は、事前にお電話もしくは下記の参加申込書に必要事項をご記入の上Faxにてお申し込みください。（各回定員50名。定員になり次第、締め切らせていただきます。）

○受付期間：開催日の3日前まで

○申 込 先：川崎西青色申告会 Tel 044-911-4616  
Fax 044-911-4767

#### 4. その他

○会場には駐車場の用意がありませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。

○ご来場の際には、筆記具及び計算器具を携行してください。

○ご不明な点がございましたら、青色申告会事務局までご連絡ください。

Tel 044-911-4616



### 消費税軽減税率制度説明会参加申込書（Fax用） （Fax：044-911-4767）

参加者名	事業内容
ご住所	参加を希望される回にチェックをお願いします。 <input type="checkbox"/> 1回目
連絡先	<input type="checkbox"/> 2回目

※軽減税率制度、軽減税率対策補助金の概要については裏面をご覧ください。

## ① 消費税の軽減税率制度について

軽減税率制度の実施時期	<b>令和元年10月1日（消費税率の引き上げと同時）</b>
消費税等	標準税率は10%（消費税率7.8%、地方消費税率2.2%） 軽減税率は8%（消費税率6.24%、地方消費税率1.76%） （参考） 引き上げ前の消費税率と引き上げ後の軽減税率は同じ8%でも、消費税（国税分）と地方消費税の内訳が異なります。 引き上げ前の税率（8%）→（消費税率6.3%、地方消費税率1.7%）
軽減税率の対象品目	① 酒類・外食を除く飲食料品 ② 週2回以上発行される新聞（定期購読契約に基づくもの）
その他	軽減税率対象品目の取扱いがある消費税の課税事業者の方だけではなく、例えば、会議費や交際費として <b>飲食料品等を購入する事業者の方や、消費税の免税事業者の方も、取扱商品の適用税率の確認や適用税率ごとの区分経理など</b> 、制度の実施に向けた準備が必要となります。

## ② 軽減税率対策補助金について

消費税の軽減税率制度の実施にともない、飲食料品を販売する事業者は、新しい記載ルールに則った請求書や領収書の発行を求められることがあります。

※ 飲食店であっても、テイクアウトなどの飲食料品の販売がある場合には、上記の対応が必要となる場合があります。

⇒軽減税率制度対応のレジやシステムを導入しておく、スムーズに対応できます。

⇒飲食料品を日頃から販売している事業者は、軽減税率対策補助金を活用できます。

⇒補助金を利用するためには、**本年9月30日まで**にレジ・システムの導入・改修、支払いを完了させる必要があります。

詳しくは、ぜひ説明会にご参加  
いただき、ご確認ください！

